

(新)新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費

16百万円 (0百万円)

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フッ素系物質のうち、代替フロン等3ガス(HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF6(六フッ化硫黄))については、温室効果ガスとして京都議定書の対象とされている。

2007年にとりまとめられた気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(AR4)では、京都議定書の対象外であるNF3(三フッ化窒素)、HFE(ハイドロフルオロエーテル)等のフッ素系物質について地球温暖化係数が示された。現在、ポスト京都議定書に係る国際的な議論においては、これらの新たなフッ素系物質の取扱いについて検討が行われている。

このため、これらの物質の使用実態、地球温暖化に及ぼす寄与の度合い等の調査を行い、その結果等を踏まえ排出抑制対策の検討を行う。

2. 事業計画

ポスト京都議定書への国内外の対応に向け、NF3、HFE等AR4に示されている京都議定書対象外のフッ素系物質の使用実態、地球温暖化に及ぼす寄与等の調査を行い、その結果を踏まえて、排出抑制対策の検討等を図る。

3. 施策の効果

アウトプット ポスト京都議定書に対応した国内外の検討に資する。

アウトカム 地球温暖化防止を図る。

新フッ素系物質に係る地球温暖化対策

